

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシアにおける在留邦人のワクチン接種)

令和 3 年 6 月 2 日
在スラバヤ日本国総領事館

- インドネシアに在留する外国人のワクチン接種については、インドネシア政府からの正式発表が行われていません。
- 企業所属の方は、企業主導の自主接種(「ゴトンロヨン・ワクチンプログラム」)を通じて接種が可能です。また、それ以外に、地域・地方政府の方針によっては、外国人への接種も行われているとの情報がありますが、地域の事情によって異なるとのことです。お住まいの地域の自治体等にお問い合わせください。
- インドネシア政府には、在留邦人へのワクチン接種機会を提供するよう、引き続き働きかけていきます。

1 インドネシアにおける在留邦人のワクチン接種に関しては、在インドネシア大使館を通じ、インドネシア政府に対して希望者の接種を可能とするよう働きかけてきているところです。しかしながら、現時点において、インドネシア政府は、全ての外国人がワクチン接種の対象になるといった公式な方針を示しておらず、公式文書も発出していない状況です。

2 実際には、いくつかのケースで外国人の接種が可能となっていることを確認しています。

(1)「ゴトンロヨン・ワクチンプログラム」

5月27日、インドネシアにおいて、企業主導の自主接種「ゴトンロヨン・ワクチンプログラム」が開始されました(一部企業に対しては、5月18日から先行して開始されているとのことです)。公式文書は発出されていないものの、インドネシア政府の記者会見やインドネシア商工会議所(KADIN)の情報によれば、「ゴトンロヨン・ワクチンプログラム」は外国人も対象としているとのことです。また、実際に、在留邦人が「ゴトンロヨン・ワクチンプログラム」を活用してワクチン接種を受けたとの情報も頂いています。「ゴトンロヨン・ワクチンプログラム」については、KADINが参加企業の受付・とりまとめを行っていますので、詳細については下記にお問い合わせください。

◎KADINワクチンホットライン(WhatsApp)

0812-9618-7177

0812-9618-7277

0812-8219-8977

0812-1917-3177

(2) 一般住民を対象とした政府主導の無料ワクチンプログラム

原則、インドネシア政府は、外国人の住民を政府主導のワクチンプログラムの対象とするの方針は示していません。しかしながら、地域・地方政府によっては、外国人（在留邦人）もワクチン接種の対象となっているとの情報や、在留邦人の方にも接種が行われたとの情報に接しています。インドネシア政府新型コロナウイルス対策タスクフォース等に確認したところ、これには全国統一的な方針はなく、書面では通知されていないとのことです。各地方政府は、保健所等を通じて住民のニーズやワクチンの備蓄量に応じた接種を展開することを認められており、その範囲内での外国人への接種の実施は妨げられないとのことです。

また、東ジャワ州保健局に照会したところ、外国人へのワクチン接種に関しては、中央政府よりの特別な指示はないとのことです。滞在許可を有する外国人が居住地域を管轄する保健所にワクチン申請をする場合、申請を受けた保健所が管轄保健局に許可を求め、当該許可が出ればワクチン接種可能との回答でした。

いずれにしましても、ワクチン接種を希望される方は、接種の可否やその他の詳細について、お住まいの地域の自治体（アパートメントのマネージメントや隣組（RT/RW））や保健所（Puskesmas 等）にお問い合わせください。

3 当地でのワクチン接種を行うかの判断に当たっては、ワクチン接種による感染・重症化予防効果や副反応のリスクの双方を勘案の上、各自で御判断ください。また、当地における接種プログラムは、インドネシア政府により行われるものであり、ワクチン接種や健康被害の場合の補償・救済措置についても同政府の方針・制度によるものとなります。インドネシア国内で使用されているか使用予定とされているワクチンの種類や現時点で判明している情報については、こちら（https://www.id.emb-japan.go.jp/vaccine_20210602.pdf）を参考にしてください。

4 なお、日本政府は、現在、海外在留邦人の方々に、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々（在留先でワクチンを既に接種された方を除く）を対象としたワクチン接種事業を、今夏以降、今後の国内の接種状況や海外の在留邦人の状況を踏まえつつ、成田空港及び羽田空港又はその周辺で実施する方向で、準備を進めています。事業の詳細は調整中ですが、以下のリンクを通じた一時帰国意向調査のためのアンケート実施に御協力をお願いしています（6月6日（日）まで。）

リンク:

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe0EaSmF6nc5j0Q9R01ccAxfazHGehl1OkKeVsS4vihFI4Ohg/viewform?usp=sf_link

アンケートについては、5月27日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100195037.pdf>)を参照してください。また、今後もワクチン接種のための一時帰国については、随時お知らせします。

5 引き続き感染防止に心がけていただくとともに、外出時には規則遵守にご注意ください。(了)